

「指定小規模多機能型居宅介護（短期利用）」  
「指定介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）」

社会福祉法人依田窪福祉会  
小規模多機能型居宅介護 大門の家

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(長和町指定 第 2092200027 号)

当事業所は契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用）（要支援状態にあたっては介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用））を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」及び「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 事業者                | 2  |
| 2. 事業所の概要             | 2  |
| 3. 事業実施地域及び営業時間       | 3  |
| 4. 職員の配置状況            | 3  |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 4  |
| 6. 苦情の受付について          | 12 |
| 7. 緊急時対応について          | 12 |
| 8. 契約が終了する場合          | 13 |
| 9. 契約者が病院等に入院された場合    | 13 |
| 10. 非常災害対策            | 14 |
| 11. 個人情報の保護について       | 14 |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 依田窪福社会
- (2) 法人所在地 長野県上田市下武石 776 番地 1
- (3) 電話番号 0268 - 85 - 2202
- (4) 代表者氏名 理事長 吉池順一
- (5) 設立年月 平成8年6月6日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

#### I. 指定小規模多機能型居宅介護事業所

平成 25 年 3 月 22 日指定 長和町第 2092200027 号

#### II. 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

平成 25 年 3 月 22 日指定 長和町第 2092200027 号

※依田窪福社会が事業主となり、上田市武石地域と長和町に当事業所及び各事業所があります。

### (2) 事業所の目的

介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう支援します。

### (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護大門の家

### (4) 事業所の所在地 長野県小県郡長和町大門 1531 番地

### (5) 電話番号 0268 - 41 - 2123

### (6) 管理者 氏名 佐々木 正裕

### (7) 当事業所の運営方針

契約者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、要介護状態にあっては契約者の心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。要支援状態にあっては契約者の心身機能の維持回復を図り、もって契約者の生活機能の維持又は向上を目指します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (8) 開設年月 平成 25 年 4 月 1 日

### (9) 登録定員 29 名（通い定員 18 名、宿泊定員 9 名）

### 3. 事業実施地域及び営業日、サービス提供時間

(1) 通常の事業の実施地域 小県郡長和町

(2) 営業日及びサービス提供時間

営業日 年中無休

営業時間 ア、通いサービス 午前9時から午後4時まで

イ、宿泊サービス 午後4時から午前9時まで

ウ、訪問サービス 24時間

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用）（要支援状態にあたっては介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用））を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況（令和6年4月1日現在）>

| 職種                                | 指定基準  | 配置状況 | 保有資格                            |
|-----------------------------------|---|------|---------------------------------|
| 管理者                               | 1名(兼務可)   | 1名兼務 | 介護支援専門員                         |
| 介護支援専門員                           | 1名(兼務可)   | 2名兼務 |                                 |
| 介護職員<br>内、1名以上は<br>看護師または<br>准看護師 | 【日中】<br>●通いサービス利用者<br>3名に対して1名以上<br>●訪問サービスのために<br>1名以上<br>【夜間】<br>●宿泊サービス利用者<br>に対して1名以上 | 6名以上 | 看護師<br>介護福祉士<br>介護職員初任者<br>研修修了 |

<主な職員の職務内容>

| 職種      | 職務内容  |
|---------|---|
| 管理者     | 事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。                    |
| 介護支援専門員 | 契約者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたる       |
| 介護職員    | 通い・訪問・宿泊等のサービスを通して、介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う |
| 看護職員    | 契約者の健康状態を把握し、関係機関との連携を行う。                   |

<主な職員の勤務体制>

| 職種      | 勤務時間               |      |
|---------|--------------------|------|
| 管理者     | 日勤： 8:30 ～ 17:30   |      |
| 介護支援専門員 | 日勤： 8:30 ～ 17:30   |      |
| 介護職員    | 早番： 7:00 ～ 16:00   | 1名   |
|         | 日勤： 8:30 ～ 17:30   | 2名以上 |
|         | 遅番： 13:00 ～ 22:00  | 1名   |
|         | 夜勤： 21:45 ～ 翌 7:15 | 1名   |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、(1) 利用料金が介護保険から給付される場合と、(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条～第6条参照）

I. 次のサービスについては、居室と食事にかかる費用を除く利用料金の一部が介護保険から給付され、残りが契約者の負担となります。

<サービス利用料金表>（1割負担の場合）

| 要介護認定の結果 | 利用料金（自己負担分） |         |
|----------|-------------|---------|
|          | 1ヵ月当たり※1    | 1日当たり※2 |
| 要支援1     | 3,450円      | 113円    |
| 要支援2     | 6,972円      | 229円    |
| 要介護1     | 10,458円     | 344円    |
| 要介護2     | 15,370円     | 505円    |
| 要介護3     | 22,359円     | 735円    |
| 要介護4     | 24,677円     | 811円    |
| 要介護5     | 27,209円     | 895円    |

※1… 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも少なかった場合、または多かった場合も、日割りでの割引または増額はありません。

※2… 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割り計算した料金をご負担していただきます。この場合、登録日及び登録終了日とは、以下の通りとします。

ア、登録日                      いずれかのサービスを実際に利用開始した日  
イ、登録終了日                契約者と当事業所の利用契約を終了した日

## <サービス利用料金に含まれるサービス内容>

### 一、通いサービス

#### ①日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、排泄・移動・通院の介助等の必要な身体の介助を行います

#### ②健康状態の確認

健康状態を把握し、必要に応じて関係機関との連携を行います。

#### ③機能訓練サービス

契約者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに契約者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。また、外出の機会の確保その他契約者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。

#### ④送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする契約者については専用車輛により送迎を行ないます。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行ないます。

#### ⑤入浴サービス

居宅における入浴が困難な契約者に対して、衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の必要な介助を行います。

#### ⑥食事サービス

契約者に対し、事業所において食事の準備、後始末、食事摂取等の必要な介助を行います。提供時間は以下の通りとします。

ア. 朝食： 6:00～ 7:30

イ. 昼食： 12:00～13:00

ウ. 夕食： 17:00～18:30

### 二、訪問サービス

契約者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

### 三、宿泊サービス

契約者に事業所で宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

### 四、相談、助言等

契約者及びその家族の以下の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行を必要に応じて行ないます。

- ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ、福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ、住宅改修に関する情報提供
- エ、日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- オ、家族・地域との交流支援
- カ、その他の必要な相談、助言

Ⅱ. 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応(短期利用居宅介護)

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外への短期利用居宅介護を提供します。

<サービス利用料金表> (1割負担の場合)

| 要介護認定の結果 | 利用料金(自己負担分) |
|----------|-------------|
|          | 1日当たり       |
| 要支援1     | 424円        |
| 要支援2     | 531円        |
| 要介護1     | 572円        |
| 要介護2     | 640円        |
| 要介護3     | 709円        |
| 要介護4     | 777円        |
| 要介護5     | 843円        |

登録者の数が登録定員未満であること。

※利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護(短期利用)事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護(短期利用)事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護(短期利用)の提供に支障がないと認めた場合であること。

※利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。

※指定小規模多機能型居宅介護(短期利用)等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。

※指定基準に定める従業員の員数を置いていること。

以上の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます。

### Ⅲ. サービス利用料金に含まれない加算対象サービス

#### 一、初期加算（自己負担額：30 円／日）

初めて事業所を利用した日、及び 30 日を超える入院の後に事業所を再度利用された日から起算して 30 日以内の期間、初期加算を算定します。

短期利用の場合には算定しません。

#### 二、認知症加算Ⅲ（自己負担額：760 円／月）

##### 認知症加算Ⅳ（自己負担額：460 円／月）

介護保険申請時の主治医意見書において、契約者が日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する認知症と診断される場合、認知症加算Ⅲを算定します。また、同意見書において、契約者が認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する認知症と診断され、かつ要介護2である場合、認知症加算Ⅳを算定します。

短期利用の場合には算定しません。

#### 三、看護職員配置加算Ⅰ（自己負担額：900 円／月）

看護の職務に専従する常勤の看護師を1名以上配置した場合

##### 看護職員配置加算Ⅱ（自己負担額：700 円／月）

看護の職務に専従する常勤の准看護師を1名以上配置した場合

##### 看護職員配置加算Ⅲ（自己負担額：480 円／月）

看護職員を常勤換算法で1名以上配置した場合

※契約者が要支援状態の場合には算定しません。また、短期利用の場合にも算定しません。

#### 四、総合マネジメント体制強化加算（自己負担額：1,200 円／月）

個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に見直しを行っている場合、かつ日常的に地域における活動への参加が積極的に行われ、利用者に関わりのある地域住民の相談に対応する体制を確保し、多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画が作成されている場合算定します。短期利用の場合には算定しません。

#### 五、訪問体制強化加算（自己負担額：1,000 円／月）

訪問サービスを提供する常勤の従業者を2名以上配置しており、かつ1月の延べ訪問回数が200回以上である場合算定します。

短期利用の場合には算定しません。

六、サービス提供体制強化加算Ⅰ（自己負担額：750円／月）

※短期利用（自己負担額：25円／日）

サービス提供体制強化加算Ⅱ（自己負担額：640円／月）

※短期利用（自己負担額：21円／日）

サービス提供体制強化加算Ⅲ（自己負担額：350円／月）

※短期利用（自己負担額：12円／日）

全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し研修を実施または実施を予定していること。

利用者に関する情報、若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達または従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。

事業所の職員について、介護福祉士が70%以上配置されている、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合はサービス提供体制強化加算Ⅰを算定します。

事業所の職員について、介護福祉士が50%以上配置されている場合、サービス提供体制強化加算Ⅱを算定します。

事業所の職員について、介護福祉士が40%以上、又は常勤職員が60%以上、又は勤続7年以上の職員が30%以上配置されている場合、サービス提供体制加算Ⅲを算定します。

いくつかの条件を満たした場合にはⅠ、Ⅱ、Ⅲのうちいずれか1つのみの算定となります。

七、特別地域小規模多機能型居宅介護加算(短期利用を除く)

厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合、所定単位数の15%を算定します。

※厚生労働大臣が定める地域とは、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域をいいます。

八、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（自己負担額：算定総額の14.9%）

事業所の職員が、契約者のニーズに応じた良質なサービス提供のため、計画的に介護職員が技能・能力（例：介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力など）の向上に努めることにより算定します。

当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

九、科学的介護推進体制加算（自己負担額：40円／月）

（短期利用を除く）

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況などに係る基本的な情報を厚生労働省に3か月に1回提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたって、先の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報の活用を行う事で算定します。

十、生産性向上推進体制加算（自己負担額：10円／月）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行い、見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し、1回／年業務改善の取り組みによる効果のデーターを提供することで算定される加算です。

十一、生活機能向上連携加算（自己負担額：100円／月）

介護支援専門員が、訪問リハビリテーション事業所の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、計画に基づく介護を行った場合に算定します。

十二、口腔栄養スクリーニング加算（自己負担額：20円／回）

利用者の栄養状態を把握するために介護職員が口腔状態と栄養スクリーニングを評価する加算です。6ヶ月に一回を限度として一回につき20単位を算定します。

- ☆ 契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用）（要支援状態にあたっては介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用））を提供するものとします。その場合のサービスについて、利用料金は契約者が全額負担するものとします。
- ☆ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行なう為に必要となる事を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ 契約者に提供する食事に係る費用(食材料費等)は別途いただきます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の自己負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第6条参照)

I. 以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

一、食事の提供にかかる費用

- ア、朝食 400 円
- イ、昼食 770 円 (おやつ代 70 円含む)
- ウ、夕食 430 円

二、宿泊にかかる費用

- ・ 1泊につき 2,500 円 (光熱費含)

三、通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は以下の通りとします。

- ・ 事業所の自動車を使用した場合：30 円 / 1 km

四、レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただけます。参加に係る費用は以下の通りとします。

- ・ 料金：実費

五、複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合に係る費用は以下の通りとします。

- ア、白黒コピー 10 円 / 1 枚
- イ、カラーコピー 30 円 / 1 枚

六、日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等の契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかるものについては以下の通りとします。

- ア、尿取りパット代 55 円 / 枚
- イ、リハビリパンツ代 132 円 / 枚
- ウ、紙おむつ代 165 円 / 枚

|           |         |
|-----------|---------|
| エ、洗濯代     | 220 円／回 |
| オ、カミソリ替え刃 | 220 円／個 |
| カ、歯ブラシ    | 110 円／個 |
| キ、うがいコップ  | 110 円／個 |
| ク、連絡ノート   | 165 円／冊 |
| ケ、その他の日用品 | 実費      |

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。但し、当日が金融機関の休日にあたる時は、翌営業日とします。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

#### ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

◎JA 信州うえだ      ○八十二銀行      ○ゆうちょ銀行

#### イ. 下記指定口座への振込

信州うえだ農業協同組合 よだくほ南部支所 普通預金 0108431

口座名 フク） 社会福祉法人依田窪福社会 ヨ ダクホフクシカイ

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

- I. 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は原則としてサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。但し急を要する場合にはこの限りではありません。
- II. 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の範囲内の料金をお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ア. 通いサービス      700 円（食事の準備に要した費用分）

イ. 宿泊サービス      1,130 円（食事の準備に要した費用分）

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間に希望するサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時もしくは代替サービスを契約者に提示し、協議させて頂きます。

## 6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

一、苦情受付窓口（担当者） 川添 節子（看護職員）

二、苦情解決責任者 佐々木 正裕（管理者）

三、受付時間 8:30 ～ 17:30

原則としては上記の時間帯ですが、急を要する場合は直ぐに対応をいたします。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 国民健康保険団体連合会<br>介護保険課 苦情処理係 | 所在地 : 長野市西長野 143 - 8<br>電話番号 : 026 - 238 - 1580    |
| 長和町保険福祉課<br>(介護高齢者支援係)     | 所在地 : 小県郡長和町古町 4247 - 1<br>電話番号 : 0268 - 68 - 3111 |
| 依田窪福社会<br>法人本部             | 所在地 : 上田市下武石 776 - 1<br>電話番号 : 0268 - 85 - 2202    |

## 7. 緊急時対応について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また診療、入院治療を義務づけるものでもありません。

### <協力医療機関>

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 医療機関の名称： | 国保依田窪病院           |
| 所在地：     | 小県郡長和町古町 2857     |
| 電話番号：    | 0268 - 68 - 2036  |
| 診療科：     | 内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科 |

## 8. 契約が終了する場合（契約書第 15～18 条参照）

### （1）契約の継続について（契約書 15 条参照）

契約者は、契約書第 15 条に当てはまらない限り、継続してサービスを利

用することができます。

(2) 契約者からの利用中止の申し出について（契約書第 16 条、17 条参照）

契約者は、契約の有効期間であっても、契約書第 16 条にある通り、当事業所との契約の解約を申し出ることができます。この場合、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

ただし契約書第 16 条 2 項及び第 17 条に当てはまる場合には、即時に契約を解約又は解除し、事業所の利用を中止することができます。

(3) 事業者からの申し出により契約解除をする場合（契約書第 18 条参照）

契約書第 18 条に当てはまる場合、事業者は本契約を解除することができる事とします。

(4) 円滑な退居のための援助（契約書第 15 条参照）

契約者が当事業所との契約を終了される場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑なサービス移行のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- ア、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- イ、居宅介護支援事業者の紹介
- ウ、その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 9. 契約者が病院等に入院された場合（契約書第 16 条・18）条参照）

当事業所を利用中の契約者に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

① 検査入院等、1 ヶ月を超えない短期入院の場合

退院後、再び事業所を利用することができます。但し契約を解約されない限り、通常の利用料金をご負担して頂きます。入院期間に係る日割り計算は致しません。

契約書第 16 条 2 項に基づき、契約者から契約を解約することもできます。

② 1 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

契約書第 18 条 4 項に基づき、一旦契約を解除する場合があります。また契約解除後に退院され、再び当事業所の利用の申し出を頂いた際に、事業所の定員が既に満員だった場合には、再契約をお受けできません。但し、この事を勘案し運営推進会議等で相当だと認められる場合には、定員に空きが生じた際、優先的に再契約できるよう配慮します。

利用料金は契約を解除した日までの日割り料金となります。

## 10. 非常災害対策

- 防災時の対応 全員でマニュアルどおりの対応
- 防災設備 消火器・自動火災報知設備・スプリンクラー設備
- 防災訓練 年2回以上実施（内、夜間想定1回）
- 防火管理者 佐々木 正裕（管理者）

## 11. 個人情報の保護について

- （1）当事業所は、契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- （2）事業所が得た契約者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて契約者又はその代理人の了解を得るものとします。

## 同意書

年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護（短期利用）サービス（要支援状態にあたっては介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の提供に開始に際し、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

### 事業所

住 所 長野県小県郡長和町大門 1531 番地  
名 称 小規模多機能型居宅介護 大門の家  
代表者氏名 管理者 佐々木 正裕

### 説明者

所 属 小規模多機能型居宅介護 大門の家  
役職名  
氏 名

私は、契約書および本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

### 契約者（利用者）

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

### ご家族（代理人）

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

（契約者本人との関係 \_\_\_\_\_）

この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## 個人情報の利用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人依田窪福社会小規模多機能型居宅介護大門の家が、利用者および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で利用、提供、また収集することに同意します。

### 1、利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2、利用目的

#### (1) 事業所内部での利用目的

- ①当事業所での利用者のお世話（介護）をする際に利用します。
- ②介護保険事務に利用します。
- ③介護サービスの利用に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - ・入退所などの管理業務のために利用します。
  - ・会計、経理処理業務のために利用します。
  - ・事故、苦情などの報告のために利用します。
  - ・利用者に提供される、サービスの質の向上のために利用します。

#### (2) 他の事業者へ情報提供を行なう場合

- ①当事業所が利用者に提供するサービスのうち
  - ・利用者が受けられる、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答に利用します。
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の意思意見・助言を求める場合に利用します。
  - ・家族等への心身の状況説明に利用します。
  - ・業務委託をする上で必要な場合に利用します。
- ②介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託で必要な場合に利用します。
  - ・審査支払い機関へのレセプトの請求に利用します。
  - ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答に利用します。
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等に利用します。

#### (3) 上記以外での利用目的

- ①介護サービスや、その業務の維持、改善のための基礎資料として利用します。
- ②当事業所において行なわれる学生等への実習協力に利用します。
- ③当事業所において行なわれる事例研究に利用します。
- ④外部監査機関への情報提供に利用します。

### 3、利用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前から、サービス終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 個人情報を利用した会議の内容について記録し、請求があれば開示します。

年 月 日

|               |    |
|---------------|----|
| ご本人（利用者）      |    |
| 住所            | 氏名 |
| 契約者（利用者代理人）   |    |
| 住所            | 氏名 |
| 続柄（利用者本人との関係） |    |